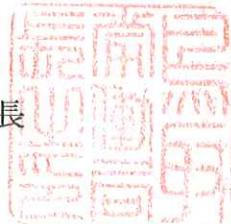




鳥労発基 0523 第 2 号
令和 5 年 5 月 23 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

日頃から、労働安全衛生行政の運営にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申上げます。

標記につきまして、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

このため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されたところです。

その改訂の内容等について、別添のとおり令和 5 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性を御理解いただき、傘下事業場等に対して、改訂後のガイドラインについてご周知いただきますとともに、騒音障害防止対策の推進に特段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。

